

豊 栄 二 区 自 治 区 運 営 細 則

(目 的)

第1条 この細則は、自治区運営の細部を定め、区民の参加と責任を明確にするために定める。

(組及び区域の設置)

第2条 組の戸数が概ね30戸を超える場合、該当する組の組長及び評議員が協議し、新しい組を設置することができる。

2 区内に15戸を超える団地が建設された場合、該当する組長及び評議員が協議し、新しい組を設置することができる。

3 3組程度を組み合わせて1区域を編成し、自治区は11の区域で構成する。

4 新しい組が設置された場合、該当する組長及び評議員が協議し、区域の組の組み合わせを変更することができる。

(役員の定数)

第3条 自治区規約11条の規定中、区長を除く各役員の定数は次による。

副区長	1名
会計	1名
評議員	11名
監事	2名

(役員選挙)

第4条 自治区規約第12条に規定する常任役員の選任方法は、次に掲げるところによる。

(1) 役員選考委員会（以下「委員会」という。）による常任役員候補選出を行う場合は、任期満了の2か月前までに新旧評議員からなる委員会を発足させる

(2) 委員会は、役員会副議長が委員長となり、その指揮により定足数の候補者を選考する責任を負う

(3) 委員会は、常任役員候補を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する

(4) 自薦候補があった場合、総会において自薦候補並びに推薦候補を併せて出席者全員による無記名投票により選出する

(監事の選出)

第5条 役員選考委員会により選考し、総会において承認を得る。

(補欠役員の選出)

第6条 補欠役員は、役員会で選出して総会に報告する。

(評議員の選出)

第7条 各区域単位に1名の評議員を選出する。

2 選出された評議員は総会において承認を得る。

(部会の設置等)

第8条 自治区規約第16条に定める部会は、次の部会とする。

(1) 企画部会

- ・総会、役員会等に係る準備、その他の部会に属さないことを担当する
- ・自治区主要行事の企画、運営に関するを行う

(2) 広報部会

- ・自治区だよりの編集発行に関することを担当する

(3) 環境部会

- ・自治区内の清掃、ごみ減量等の生活環境に関することを担当する

(4) 交通安全部会

- ・交通安全意識の高揚を図り、交通安全、交通事故防止に関することを担当する

(5) 防災防犯部会

- ・防災活動の推進に関することを担当する
- ・防犯活動の拡充に関することを担当する

(6) 福祉部会

- ・地域福祉活動に関することを担当する
- ・ボランティア活動の支援に関することを担当する

(役員等の手当て)

第9条 自治区規約17条に定める役員等が、その職務を遂行するうえで要する諸経費を支弁するため、手当は次の通り支払うものとする。

(1) 区 長 年額 800,000円

(2) 副区長 年額 200,000円

(3) 会 計 年額 200,000円

(4) 評議員 年額 20,000円

(5) 監 事 年額 8,000円

(6) 組 長 年額 8,000円

2 役員及び女性会役員が、末野原コミュニティ及び寿恵野地区に関係する活動等に参加した場合、時間当たり500円の手当を支給する。

3 役員及び女性会役員が、自治区活動等のために自家用車で自治区外へ出張した場合は、1回につき500円を支給する。

(自治区事務員)

第10条 自治区の庶務事務を処理するため、自治区規約第18条に定める事務員について

ては、次の通りとする。

- (1) 事務員の身分は臨時雇用とし、その報酬は月給50,000円、交通費月6,600円、ボーナス、夏50,000円、冬115,000円とする
- (2) 事務員は、区長の指示により事務进行处理する
- (3) 事務員の勤務日時は、月曜日から金曜日の午前9時から正午までとする。ただし祝日及び区長が定める12月～1月の冬期休暇、4月～5月の連休、8月の夏季休暇期間は除く
- (4) 時間外勤務については、時給500円とする
- (5) 自治区外へ買い出し等で自家用車を利用した場合は、1回につき500円とする

(区費の負担及び徴収)

第11条 自治区規約第35条に定める区費の負担額は、下表のとおりとする。

(1) 世帯による区費について

	区 分	金 額	適 用
A	一般世帯	700円/月	B以外の世帯
B	賃貸住宅に居住の単身者	300円/月	
C	特例世帯	200円/月	世帯内に身体障がい者2級以上が同居の世帯

(2) 経営者が町外に居住する事業所の区費は年額8,400円とする

2 区費の徴収は、次の方法によるものとする。

- (1) 区費は一括納入(1年分を全納)を推奨する。ただし、4月と10月の年2回支払い(半年分ずつ)を希望される方は、これを認める。
- (2) 区費納入は、納入者が区の推奨金融機関に預金口座を設け、当該金融機関に請求して、口座振替により当該区費を納入することを推奨する。
- (3) 年度途中の転入世帯については、月の14日までに転入した場合は当月から、月の15日以降に転入した場合は翌月から区費を徴収する
- (4) 区費が納入されている場合、年度途中の転出世帯については、月の14日までに転出した場合は当月分から、月の15日以降に転出した場合は翌月分から返却する

(帳簿等の整理保管)

第12条 自治区の公式帳簿として、次の書類を整理保管する。

帳簿の名称	整理保管責任者	保管年限	保管場所
自治区規約	区長	永年	区事務所
区民台帳	区長	永年	区事務所
予算・決算・監査報告書	区長	永年	区事務所
総会議事録	区長	永年	区事務所
運営細則	区長	永年	区事務所
役員会会議録	区長	永年	区事務所
行事資料	区長	5年	区事務所

2 整理保管責任者は、交代の際に必ず後任者に全部を引き継ぐものとする。

(慶弔規定)

第13条 自治区における慶弔等については、次の通りとする。

(1) 区民の告別式には、区を代表して区長が参列する。区長の都合が悪い場合は、代理者が参列する

弔慰金 淋見舞 1,000円 香典料 5,000円

(2) 火災、水害等の被災に対し見舞金を支給する

見舞金 金額はその都度協議する。

(3) ここに例のない事項については、役員会において協議する

(細則の変更)

第14条 この細則は、総会の議決を得て変更できるものとする。

附 則

この細則は平成29年4月1日より施行する。

この細則は第11条2(1)項を一部改訂し、平成31年4月1日より施行する。

この細則は第9条・10条を一部改正し、令和5年4月1日より施行する。

この細則は第11条を改正し、令和7年4月1日より施行する。